

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】

1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。

○共通教育授業において、授業ごとの成績評価分布を教員に公開することによって単位取得率の合理的水準の維持を図り、成績評価の公平性を確保する。

○すべての科目区分において成績評価分布の妥当性を教育改革企画スタッフ会議が検証する。

○共通教育授業において授業目標の達成度を尺度とする成績評価基準に従って成績評価を実行するために、教育改革企画スタッフ会議が理解浸透に努める。

2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。

○共通教育において、満足度の低い項目に関して改善策を実行する。

3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。

○「専門教育に必要な基礎学力」と「社会人として必要とされる能力」が教育の成果として保証される方策について教育改革企画スタッフ会議が実施状況を検証する。

4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。

○共通教育の新カリキュラムについて、実施状況を調査・評価し、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導の充実により努めるよう必要な改訂を検討し、可能なものから実施する。

5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。

○スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるための施策を、正課（健康科学科目）、正課外（共通教育等によらない方法）双方で漸次実施するとともに、実施された施策について実施状況・成果を評価する。

【専門教育の成果に関する具体的目標の設定】

- 1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。
- 前年度までの調査結果の分析を基に「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材育成」を達成する教育体制を全学的に実現するための準備を、教育改革企画スタッフ会議が行う。
- 2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。
- 全学士課程において、満足度の低い項目に関して改善策を実行する。
- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。
- 全学士課程において社会からの要請に応じるための教育体系の構築の準備をする。
- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。
- 全学士課程において豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育体系を構築する準備をする。
- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。
- 全学士課程において高度専門職業人等への進路を開く専門基礎力を着実に習得し得る教育体系を構築する。

【大学院教育の成果に関する具体的目標の設定】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。
- グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を獲得させる教育体系を構築する。
- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法

の改善を図る。

○満足度の低い項目に関して改善策を順次実施に移す。

3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。

○高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程の分析結果を基に、それを教育の成果として得られるような教育体系を構築する。

4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。

○研究者に必要な能力を育成する教育課程の分析結果を基に、それを教育の成果として得られるような教育体系を構築する。

5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。

○各研究科は、掲げる教育目標を実現するための方策の成案を得る。

【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】

1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。

○認定教育プログラムの増加に努力する。

○各種の免許・資格の取得者の数を上昇させる手立てを講じる。

2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。

○進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する教育体系を準備する。

3) 各学部理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。

○各学部において設定した卒業後の進路等に関する具体的目標の達成状況を確認し、必要に応じて教育改善のための諸政策を引き続き実施する。

4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。

○各研究科は、養成すべき人物像を養成する教育体系を実現するための方策の成案を得る。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。

- シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を引き続き実施する。
- 成績評価の総体がカリキュラムの教育成果のベンチマークとなるよう、この計画の理解の浸透に努める。
 - 2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。
- 新入生ゼミナールにおいて、学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施する。また平成 22 年度以降に向けた改善計画の検討を行う。
- e-ポートフォリオシステムを本格稼働し、新入生ゼミナールのみならず全学士課程における「学習目標の設定とその到達度の自己評価」への利用に供する。また、その普及に努める。
- 全学士課程において学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を組織的方策として実施に着手する。
 - 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。
- 授業評価への学生の参加を促す方策を実施する。
- 各学部は、「ガイドライン」に従った授業改善プログラムを改めて策定する。
- 授業改善プログラムの実施状況を公表する。
 - 4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。
- 教育目標を適切かつ効率的に実現するための PDCA サイクルを実現するための成案を得る。
 - 5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。
- 各研究科は、学生が学位授与の基準を満たすことを支援する方策を実施する。
 - 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。
- 各学部は、学部卒業後の進路及び卒業後の状態からの点検評価の結果を改善に結びつける方策を検討する。
- 各研究科は、大学院修了後の進路及び修了後の状態からの点検評価の結果を改善に結びつける方策を検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

1) アドミッション・センターが中心となり、各学部と調整を図りながら、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。

2) アドミッション・ポリシーに即した入試方法及び入試問題を作成する。

○共同出題体制など入試方法の検討を行う。

3) 志願者の進路動向を適切に把握するために、高校教員等と連携した懇談会を充実する。

○志願者の多い地域を重点とした高等学校へのアプローチ等、効率的な大学情報提供と進路動向に係る情報収集活動を実施する。

4) 大学院にあつては、種々のマスメディア等を通じ情報を公開し、研究室開放等を積極的にを行い、研究意識の高い志願者の開拓に努める。

○各研究科は、研究意識の高い志願者確保の方策を実施する。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

1) 各学部、研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善に努める。

①社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。

②さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。

③基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。

④コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。

⑤専門教育との連携を強化し、専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。

⑥成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとするとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。

⑦単位互換、インターンシップ、社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。

○各学部・研究科・専攻は、カリキュラムと教育理念・目標との間の齟齬が認証評価の自己評価作業で明らかになったものについては、教育体系の改定を準備する。

2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて、卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・

解析する体制を設け、その結果を教育体制の改善に活かす。

- 各学部・研究科・専攻は、卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析した結果にてらして、カリキュラムと教育理念・目標との間の齟齬が認証評価の自己評価作業で明らかになったものについては、教育体制の改善を準備する。

【授業形態，学習指導法等に関する具体的方策】

- 1) 平成16年度より e-Learning システムの積極的活用による，多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。
- 多元的・効果的な自主学習を重視した授業のあり方についてガイドラインを作成する。
- 2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた，学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る。
- 学生の自主的な学習意欲を促進し，同時により厳格な成績評価をしやすいことを目的として，前年度の決定に基づき，4段階から5段階評価に移行する。
 - 成績優秀者に対する授業料免除制度を導入する。
- 3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため，外国語による講義科目を開講する。
- 外国語による講義科目を引き続き開講する。必要に応じて点検評価を行い，改善や当該授業の増設を検討する。さらに，国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進する方策として，外国語による講義開講以外の可能性を検討し，有効策がある場合にはそれを実施する。
- 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。
- 学士課程の全カリキュラムの授業を対象に，適正受講者数という観点から点検した結果に応じて，教育改革企画スタッフ会議が改善を支援する。
 - 授業の双方向性を促進する方策を盛り込んだ授業の進め方ガイドラインを策定する。
- 5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。
- 実施計画に基づき，自習室・情報機器室等の施設の順次改善を図る。
- 6) 大学院にあっては，院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。
- 院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を構築する。
- 7) 大学院課程では，国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリ

キュラム体制を強化する。

○各研究科は語学力とプレゼンテーション能力を高める方策の成案を得る。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し、その一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムをつくる。

○シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を引き続き実施する。

○学生の自主的な学習意欲を促進し、同時により厳格な成績評価をしやすいことを目的として、前年度の決定に基づき、4段階から5段階評価に移行する。

○成績分布の公表により、同一内容の授業で同一の成績基準による成績評価を試行し、一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムとして機能させる。

2) 履修科目登録の上限設定などにより、単位制度の実質化を図る。

○前年度の決定に基づき、厳正な成績評価を目指す方策（成績分布の公表）を試行する。

○授業での自主学習用の課題の与え方に関するガイドラインを策定し、単位制度の実質化の方策とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し、教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。

○教職員の有機的かつ効果的な配置を実現するため、教員については人件費のポイント制に基づく人事管理方策を実施するとともにその検証・見直しを行う。

2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し、研究、教育、社会貢献、国際交流等の多様な選考基準を導入し、国の内外から公募する。

○平成19年度に引き続き教員の選考方法についての全学共通の基準の点検確認を行い、改善点を提言としてまとめる。

【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

1) 平成16年度から全学的なe-Learningシステムを導入し、分散キャンパス間はもとより、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。

○学内ネットワークの整備計画（全学的なe-Learningシステムも含む）を推進する。

2) 画像伝送システム、無線LANシステム、視聴覚設備等の充実・整備により、利用環境の向上を図る。

○遠隔講義室の数の増加と講義の保存配信システムの導入を検討する。

○教室講義室への無線 LAN システムの導入を検討する。

3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ、全学の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。

○各図書館のレファレンス機能の強化を図る。

・人材育成計画を試行的に実施する。

○ネットワーク型図書館をさらに充実する。

・「信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)」及びオンラインデータベースの利便性向上のため、リンクリゾルバ等のナビゲーションツールの導入を検討する。

・電子ジャーナル・学術情報データベースのタイトル見直しを行う。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

1) 各学部に「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを設け、その機能状況を検証する。

○各学部と全学教育機構に設置されている評価・分析室分室は、各種調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みの機能を検証する。

2) 各学部及び高等教育システムセンターのFDを組織的に推進する。その一環として、教員相互の授業のピアレビューを積極的に推進する。

○各学部ならびに全学教育機構によるFDを引き続き実施する。また、大学設置基準・大学院設置基準の改正に伴い、大学としての組織的なFDの方針を成文化する。

○授業のピアレビューを、引き続き推進する。

3) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ、本学特有の基本教育プログラムを創出する。

○各学部は、教育目標とカリキュラム・教育方法との整合性に関する改善を行う。

○教育改革企画スタッフ会議は、本学特有の基本教育プログラムの実現に向けて理解の浸透に努める。

4) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。

○教員の個人業績評価の見直しを行いながら、継続して実施する。

【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

1) e-Learning の教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。

○平成19年度までの実績に加えて、さまざまな e-Learning コンテンツを部局毎に作成し、その利用を学部の特質に合わせて具体化する。

○コンテンツ開発のための支援方策（FD，開発援助，機器の整備など）について，組織整備も含めて検討し，必要な改善・充実を図る。

2) FDの全学的な取り組みを促進し，公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質化する。

○全学的なFDを引き続き実施する。また，大学設置基準・大学院設置基準の改正に伴い，大学としての組織的な研修体制の方針を策定する。

○授業のピアレビューを引き続き推進する。

3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。

○ベストティーチャー賞制度もしくは同趣旨の制度を設ける。

4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。

○各学部は，教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を実施する。

【全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策】

1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。

○単位互換制度の整備と実施に努める。

2) 既存のSUNS施設を改善し，キャンパス間ブロードバンドを有効活用して，5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。

○各学部は，5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を実現する計画に対応し，キャンパス間ブロードバンドを本学特有の基本教育プログラムの実現に活用する。

【教育体制の見直しに関する具体的方策】

1) 本学の新たな教育戦略を策定し，教育体制及び実施組織を根本的に見直す。

○各中期計画の背骨となっている教育戦略を確定する。

2) 高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために，文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程，教育組織の見直しを行い，成案を得る。

○高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために，文科系専攻を中心として大学院の教育課程，教育組織の見直しに基づき，必要な教育施策を引き続き実施する。

○大学院連携を視野に入れて検討する。

3) グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために、インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。

○英語による履修コースの導入に向け、準備を行う。

4) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために、大学院博士課程のカリキュラム、専攻等を抜本的に見直す。

○大学院博士課程のカリキュラム等の見直しを引き続き行う。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。

2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに、これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。

○「信州自然史科学資料館」準備委員会による設立準備作業を継続して実施するとともに、現有の資料の整備、充実を図る。

3) 高度専門職業人の養成に際し、客観的な評価体制を整備するために、客観的臨床試験(OSCE)に準じた評価システムを構築する。

○医学部医学科では、社会人及び学生の模擬患者の充実を図り、新たな Advanced OSCE を試行する。

○医学部保健学科では、OSCE に準ずる臨床能力試験の内容の充実を図り、臨床実習、臨床実習前の学生を対象に実施する。

4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部の資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点を形成する。

○カリキュラム及び教育体系の見直しを行う。

○今までのプロジェクト研究の検証と見直しを行う。

5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。

○3年次に新たに TOEIC をベースとする英語科目を導入する。英語による専門科目を繊維学部各課程1科目設ける。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学生支援センターの設置】

現在の学生センターを整備・充実し、「学生支援センター」に改組する。

【学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。

○オフィス・アワーを継続して実施する。

○各学部は教育改革企画スタッフ会議が提示したチュートリアル・システムのあり方を含め、きめ細かな指導法について検討する。

2) 教室内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備する。

○教育の質保証プロジェクト推進本部の提言に基づき、学生の主体的な学習意欲を増進する環境整備を行う。

3) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。

○学生の課外活動施設や交流スペース等の整備・充実を図る。

4) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。

○在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。(4月入学式翌日から1週間)

5) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。

○新学生表彰制度を実施する。

6) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。

○文化系サークルに対する支援組織を構築する。

7) NPO, NGO 等との連携を図りつつ、ボランティア情報の収集・提供, 受け入れ機関との連絡調整など, 学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。

8) ボランティア活動に対する単位認定及び養成講座を開設する。

○ボランティア関連授業を引き続き開講し, 必要に応じて拡充に努める。

【生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策】

1) カウンセリング体制を充実し, 学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。

○平成 19 年度の実績を踏まえ、カウンセラーの人員配置及びカウンセリング研修等について見直しを行う。

2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い、迅速に対応する。

3) 学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる。

○学生生活全般にわたる相談体制を継続し、実施する。

4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。

○学内外の諸機関との連携体制を継続し、実施する。

5) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し、学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため、教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。

○「キャンパスライフと健康」の講義を平成 20 年度においても引き続き実施する。

○学生に対する健康教育・健康指導を引き続き行う。

6) 在学生、卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。

○現行のキャリア・サポートセンターを全学的に機能させるための方策を策案する。

7) 就職相談・情報提供システムの充実、インターンシップの支援、キャリア形成への支援など、全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。

○キャリア形成の核となるキャリア・カウンセリングの充実を図る。

○キャリア形成に関するセミナーや合同企業説明会の開催及び情報発信などの更なる充実を図る。

8) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。

○同窓会連合会の組織体制の強化と連携事項について調査・検討する。引き続き東京同窓会が連合会の正式な支部と位置付けられるよう支援を行う。

【学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策】

本学独自の奨学金制度の導入を検討し、成案を得る。

【社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策】

1) 大学院設置基準第 14 条特例の実施とともに、(工学系) インターネットコースや(経済) イノベーション・マネジメント専攻〈夜間主コース〉等の拡充・整備を図る。

- （工学系）インターネットコースや（経済）イノベーション・マネジメント専攻（夜間主コース）をはじめとする各研究科は、社会人学生・留学生を積極的に受け入れる学習環境の拡充を図る。
 - 2) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため、各学部（研究科）独自の短期留学科目を充実するとともに、日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。
 - 国際交流センターで実施しているインターンシップ関連科目「日本社会と日本人」で行う施設・企業等見学に全学の留学生にも呼びかけ実施する。
 - 3) 留学生宿舎不足を解決するための手段として、学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。
 - 学寮への入居・借上げアパートの確保等平成 19 年度の取組実績を円滑に遂行する。
 - 4) 留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。
 - 留学生に対する全学的な教育・生活・就職等に関するニーズ調査を実施する。
 - 5) 留学生の卒業（帰国）後のフォローアップ体制を整備する。
 - 留学生 OB が大学に意見・要望を述べやすい環境、卒業生に関するデータベースを整備するとともに国内同窓会を再試行する。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- 【目指すべき研究の方向性】
- 1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整備とともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図る。
 - グローバル COE プログラム「国際ファイバー工学拠点」課題について全学的な対応により適切な運営を図るとともに、平成 20 年度公募分野の採択に向けて積極的な応募を行う。
 - 科学技術振興調整費プログラム先端融合領域のイノベーション創出拠点形成「ナノテク高機能ファイバー連携・融合拠点」課題について、関連企業との連携を進め、プログラムの所期の目的を達成するよう努める。
 - 2) 学長のリーダーシップのもとに、本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的、物的及

び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し、施策を推進する。

○研究戦略企画チーム会議を定期的で開催し、学際分野も含めた本学の中核研究テーマの推進を図るとともに、全学横断的なプログラムについて、各学部の協働体制を構築してゆく。

3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。

○国際的に卓越した教育研究領域の形成を図るための施策を検討するとともに、これを推進するための補助金等の獲得を目指す。

○研究戦略企画チーム会議及び産学官連携推進本部運営委員会を中心に、戦略機能と実質的サポート機能の両機能の充実を図る。

4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。

○研究戦略企画チームを中心として、本学における長期的な研究戦略である「学術研究の戦略的な推進」について、これまでの重点研究領域の実績、研究関連の施策等を分析することにより、その内容をさらに発展させるとともに、それに基づく研究活動等の推進を図る。

5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。

○学際的研究及び自治体・企業等との共同研究をより一層推進するとともに、海外も含め拡大充実する。

○研究成果を発信することにより地域社会への文化面・政策面において貢献する。

【大学として重点的に取り組む領域】

1) ナノテクノロジーに関連した研究領域（工学部，繊維学部）— 長野・上田地区の知的クラスター創成事業の中核拠点形成 —

○知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）の円滑な運営と推進を図る。

2) 先進ファイバー工学の研究領域（COE 形成領域）（大学院工学系研究科 博士課程）

○グローバル COE プログラム「国際ファイバー工学拠点」、科学技術振興調整費プログラム先端融合領域イノベーション創出拠点事業「ナノテク高機能ファイバー連携・融合拠点」、若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業「ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点」の円滑な運営と推進を図る。

3) 臓器移植・再生医工学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）

- 学内外の臓器移植・再生医工学等に関連する機関・組織等との連携を充実させ、当該領域に関する教育研究の一貫体制の構築を図る。

4) 加齢適応医科学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）

- 大学院加齢適応医科学系独立専攻を中心とし、先端予防医療センター及び熟年体育大学リサーチセンターと連携し、スポーツ医学を通じて実用化研究拠点の形成を推進する。

5) 機能性食料開発学の研究領域（大学院農学研究科 修士課程 独立専攻，大学院総合工学系研究科 博士課程）

- 農学部食料保健機能開発研究センターを拠点として、総合工学系研究科・医学部との連携により、生活習慣病等の予防機能を有する機能性食品の評価を行うとともに、外部資金によるプロジェクト研究等の応募を積極的に行い、機能性食料開発学の教育研究を推進する。

6) イノベーション・マネジメントの研究領域（大学院経済・社会政策科学研究科 修士課程 独立専攻）

- イノベーション・マネジメント研究・支援センターのシンポジウム・研究会等による教育・研究活動を引き続き推進する。

7) 信州のフィールドを活かした、自然と人間との共生を追求する新たな学問領域「山岳科学」の創造

- 総合工学系研究科「山岳地域環境学専攻」との連携により、教育・研究活動の促進を図る。
- 「信州フィールド科学賞」及び「信州フィールド科学奨励賞」の募集及び授賞を引き続き行う。
- 上高地・槍・穂高地域の総合研究を推進する。
- 「山岳科学」に関するデータ・アーカイブの充実を図る。

【成果の社会への還元等に関する具体的方策】

- 1) 大学院においては、高度専門職業人の養成に力点を置き、出口保証を十分に意識し、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させる。
- 出口保証を十分に意識した教育プロセスを実現するための方策の成案を得る。
- 社会の要請に応える高度専門職業人を養成する教育プロセスを実現するための方策の成案を得る。

- 修了生の受け皿組織との連携を充実させる。
- 2) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。
- 生涯教育実施体制の整備について検討し、可能なものは段階的に実施に移す。
- 社会人対象の高度専門職業人養成のための大学院コース等の社会人教育を推進する。
- 3) 研究理念・目標，研究成果と意義，研究者の研究概要等を分かり易く工夫し，電子情報やメディアを通して，教職員，学生及び広く学外へ情報発信し，研究成果の社会への還元に努める。
- 信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)へ科学研究費補助金の採択課題名等の基本データを提供し，各教員の最新かつ具体の研究内容を，学外へ情報発信する。
- 本学が採択された科学技術振興調整費及びグローバル COE 等の大型プロジェクトについて，目標及び研究概要等についてホームページ上で発信し，研究成果の社会への還元を努める。
- 「信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)」の、業績データ・論文全文をともに拡充し、研究成果の社会への還元を努める。
- 4) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し，可能なところから実行する。
- WEB を活用した信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)に科学研究費関連の基本情報データの提供を行い，各教員の研究成果の発信を促進する。
- 【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】**
- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。
- 新教育研究者総覧について，業績の収集方法，公表方法の見直しを行い，必要なシステムの改善を行う。
- 2) 教員個人や研究組織等の研究成果・業績を学外者等がピアレビューするシステムを構築し，機能させる。
- 教員の個人業績評価の見直しを行いながら，継続して実施する。
- 大学評価・学位授与機構の評価結果及び中期目標期間の評価に対応した取り組みを行う。
- 3) 先端的研究分野においては，国際的な研究評価を実施する。
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- 1) 研究体制や研究支援体制について、学外者がピアレビューするシステムを構築する。
○認証評価の結果に対応した取組を行う。
- 2) 学長のリーダーシップのもと、上記の検証結果などを踏まえ、教員等の柔軟な再配置とその不断の点検評価システムを構築・運用する。
- 3) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。
○教員の個人業績評価に基づく活性化策について、点検・見直しを実施する。
- 4) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。
○教員の教育研究の評価を研究組織の活性化に結びつけるための方策について、実施状況を点検するとともに定着を目指す。
○研究者の流動性を高めるための人材交流を高めるための人材交流を、前年度までの検討結果に基づき実施する。
- 5) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。
○日本学術振興会の特別研究員である PD, RPD といった各種制度への応募を推進するとともに、学内における若手の萌芽的研究を支援する奨励研究員制度及びアソシエイト研究員制度を推進する。
○グローバル COE プログラムに基づき計画的に PD を増員し、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を担う人材養成を行う体制を整備する。
- 6) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。
○外部資金の活用等により、研究支援のための高度技術者の確保及び維持に向けて取り組む。
○研究戦略企画チーム会議等において、引き続き高度技術者の現状分析、課題について検討する。

【研究資金の配分システムに関する具体的方策】

- 学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。
- 重点配分された学長裁量経費に係る研究報告会を平成 19 年度に引続き開催するとともに、

平成 19 年度に策定した部局ごとの事業計画・予算書に基づく学内予算編成方針・同基準についての検証を行う。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えるとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。
- 分散型キャンパスでの大型共同利用機器の有効活用体制を整えるとともに、全学的な設備・機器の整備を視野に入れた設備マスタープランの整備を図る。
- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。
- 「山岳科学」に関する教育研究が円滑に推進できるような諸施設及び諸機器の整備・充実を図る。
- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。
- 遺伝子組換え実験及び動物実験について、実験計画審査の手続き等をより円滑に進めるよう支援を行う。
- 大型の機器分析機器の研究設備更新等に係る経費の調査を行い、設備マスタープランを踏まえ予算措置等によって各学部の研究環境の改善を図る。

【知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策】

- 1) 全学の産学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州 TLO や信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。
- 文部科学省の新しい知的財産戦略プログラムである「産学官連携戦略展開事業」に応募し、長野県内の大学や自治体と連携し、地域の多様な知的財産活動において主導的な役割を果たし、知的財産管理体制の整備を行う。また、間接経費収入等を活用し、さらなる知財の創出、活用を図る。
- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門（工学部，繊維学部が中心）及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門（医学部，農学部，理学部が中心）を主とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。
- 知的財産の活用方針及び管理機能について効果的な運用方法等を引き続き検討する。

【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】

- 1) 研究活動に関する自己点検・評価，学外者によるピアレビュー，及び第三者評価機関による評価を定期的実施し，その結果を公表するとともに，その結果を受けた改善

状況をモニターし着実な改善を促す体制を確立する。

○認証評価の結果に対応した取組を行う。

2) 評価結果を踏まえ、学長のリーダーシップのもと各種資源を重点配分し、世界的研究拠点形成など研究活動の質的向上を図るためのシステムを構築し、機能させる。

○平成 21 年度のグローバル COE プログラム及び科学技術振興調整費の獲得に向け、学長が申請プロジェクトリーダーに対しヒアリングを行いながら、積極的に応募を行う。

【全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策】

1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界、あるいは他大学との共同研究に利用できるように支援体制を整え、共同研究を推進する。

○共同研究の推進を引き続き図る。

2) 全学の共同研究プロジェクトや、他大学、他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため、流動性の高い教員組織に整備する。

○テニユア・トラック制度の充実を図るとともに、全学的共同研究プロジェクトや他大学等の施設を利用した共同研究プロジェクトを推進する。

【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】

1) 医学部は、大学院医学研究科の個性化を図り、なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と、これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。

○臓器移植細胞工学医科学系

・検討した改善策を基に更なる研究の高度化と大学院生の教育及び研究指導法の改善を行い、質の高い後継者育成に努める。

○加齢適応医科学系専攻

・自己点検及び外部評価結果を分析し、具体的な教育・研究の改善策を検討する。
・先端予防医療の教育・研究を病院、あるいは地域機関と連携し、さらに発展させる。

2) 工学部は、これまでの研究成果を活かして、カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。

○平成 17 年度に設置された信州大学カーボン科学研究所が世界的な研究センターとなるために、① 研究所の組織充実策について引き続き検討する。② 研究所の 3 部門における先駆的なカーボン科学研究所の充実を図り、③ 欧米等世界でカーボンナノチューブを研究している拠点との連携を強める。④ また、これらを通して、国際的に通用する若手研究者の育成を図る。さらに、成果の企業移転をよりスムーズに行うための産学連携モデルの

構築の施策を得る。

3) 繊維学部は、21世紀COEプログラムを推進し、先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。

○平成19年度採択されたグローバルCOEプログラムの下で、国際的先進ファイバー工学拠点として、活動を維持発展させるための施策を検証し、改善を図りながら継続する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【教育研究における社会との連携に関する具体的方策】

1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し、多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し、段階的に実施に移す。

○生涯教育実施体制の整備について地域連携スタッフ会議において企画・検討を行い、可能なものは段階的に実施に移す。研究推進、学務、図書等の生涯学習を所掌する部署の事務担当者が担当理事の下に一堂に会し、大学として生涯学習を一元的に統括する体制の整備やプログラムの推進方法について話し合うとともに、既に、本部と学部が取り組んでいるプログラムを総括する形の総合的生涯学習プログラムのあり方を考えていく。

2) 教育研究成果を社会的に還元するために、出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し、さらに充実・発展させる。

○地域のニーズに応え得る大学の総合的生涯学習プログラムの策定を進める中で、さらに個々のプログラムの充実・発展を図り、新しいプログラムについても検討する。

○市民開放授業のさらなる充実を図るため、引き続きアンケート調査等を実施し、分析、検討する。

3) 地域における学術情報の中核的拠点として、附属図書館の開放をさらに拡大する。また、教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために、大学出版会の設立を検討し結論を出す。

○地域における学術情報の中核的拠点としての附属図書館の検証及びさらなる開放を推進する。

・小谷コレクション記念事業の成果を踏まえ、小谷コレクションのうち貴重な資料について、レプリカ作成及びデジタル画像の作成を検討する。

○大学出版会にかえてWeb Publishing等の効率的出版方式を導入し活用する。

・前年度の成果を踏まえ、紀要論文の遡及入力を推進する。

4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として、自治体、住民組織、NPO等と連携して、

生涯学習の推進，公共政策の立案協力，地域社会の健康・福祉の向上，地域問題の解決等に対して，全学的に支援する体制を構築する。

○地域連携スタッフ会議を中心に，大学の地域連携について全学的に支援する体制の構築の検討を引き続き進める。

5) 県内の他大学等との間で，地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め，合意を得たものから実施に移す。

6) 長野県環境保全研究所，大町山岳博物館等との研究面での連携を進め，長野県の自然環境保護に積極的に協力する。

○「山岳科学」の創設を目指したシンポジウムを，全国の山岳研究者を招聘して市民公開で行う。併せて博士課程学生のサイクリック・セミナーも兼ねて現地討論会を開催する。

○山地水域環境保全学部門の地域貢献事業として市民向けの講演会を催す。

○大町山岳博物館との研究協力を推進する。

○白馬村との連携協定を実質化していく。

○長野県環境保全研究所との研究協力を推進する。

7) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し，地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。

○長野・上田地域知的クラスター創成事業の5年間の研究成果を（財）長野県テクノ財団，（株）信州 TLO と連携し，地域産業界等へ技術移転を行うとともに学内の体制の整備を行う。また，第Ⅱ期知的クラスターにおいて第Ⅰ期の研究成果を基に実用化に向けて（財）長野県テクノ財団と連携を図る。

8) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し，事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。

○上田市産学官連携施設（AREC）及び長野市ものづくり支援センター（UFO 長野）の活用により，ベンチャー企業の立ち上げを支援・推進する。サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL），イノベーション研究・支援センターと連携し，学生を含む起業希望者を引き続き支援する。

9) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し，地域と連携したフォーラム，セミナー等を開催する。

○（財）長野県テクノ財団外，関係団体と連携し，産学マッチングイベントに積極的に参加し大学の最先端技術シーズを発表する。また，毎年開催している地域連携フォーラムを継続して行う。包括連携協定を締結している8市との連携協議会を開催し，産学連携

活動を推進する。

10) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。

- 産学官連携推進本部と（株）信州 TL0 とが連携し、知的財産の保全と一層の活用に努めるとともに随時情勢にあった見直しを行う。

11) 官公庁、地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し、行政の発展・改善に寄与する。

- 地域連携スタッフ会議を中心に、公共政策の立案協力等に対する全学的支援方法について検討する。
- 包括連携協定を締結している 8 市を中心に地域の発展、再生に向け、公共政策の立案等に協力する。

12) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイデアや発明の商品化を支援する。

- 地域共同研究センター、イノベーション研究・支援センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）による起業支援活動を行う。

13) 専門職・技術者等の知的要求に応え、技術相談、教育相談、セミナー、講演会等を開催する。

- 産学官連携コーディネーター等を窓口とし、共同研究、発明、特許等の知的要求に応える。産学官連携推進本部において産学連携に関する教職員向け勉強会・説明会を開催する。

【教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策】

1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り、本学の中・長期的国際戦略を構築する。

- 平成 19 年度までの取組実績をまとめ、長期ビジョン・アクションプランにリンクした国際化推進プランの検討を行う。

2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し、各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。

- 職員等の業務分掌・経験等にマッチした外部のさまざまな研修に積極的に参加し、国際交流に必要な知識・技能を身につける。

3) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ、留学生の受け入れ及び本学からの海外

- 留学生数を増大させる。また、そのためのバックアップ体制を充実させる。
- 国際交流センターを中心に大学間交流協定校との国際交流を活性化させる。

 - 4) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め、短期留学生の相互受け入れを拡大する。
 - 前年度に調査した協定校との締結作業を開始するとともに既協定書等の見直しを図る。

 - 5) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて、地域社会との連携・協力のもとで、留学生の生活面での支援体制を拡充させる。
 - 異文化交流サロンの設置及び実効化に向けた取組を行う。

 - 6) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し、実施する。
 - 留学生 OB が大学に意見・要望を述べやすい環境、卒業生に関するデータベースを整備するとともに国内同窓会を再試行する。

 - 7) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。
 - 教員等の海外派遣・研修、受入れ等に関する、各種情報・相談等に対応したサービス支援を充実させる。

 - 8) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。
 - 外国人研究者の採用の在り方を検討し、教育研究のニーズに対応した雇用形態等の研究を進める。

 - 9) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。
 - 「信州大学国際シンポジウム 2008」、国際学会等の開催を支援する。

 - 10) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。
 - 県内の在住外国人サポート組織への働きかけを開始する。

 - 11) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面での協力を積極的に推進する。
 - 平成 19 年度の取組に基づき各学部の国際的な協力への参加体制の整備を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【附属病院マネジメント改革に関する具体的方策】

1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。

○病院長専任化についての課題を医学部と検討する。

2) 救命救急医療体制の重点的整備を図る。

○院内全診療科による支援体制の充実を検討する。

3) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

○医療従事者の配置見直しを実施する。

【医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策】

1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。

○スタッフの適正な評価の方策を検討する。

○診療評価実施の一環として施設基準の見直しを行う。

2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。

○機能評価更新準備委員会による、ISO14001を含めた受審準備作業を行う。

○医療安全について、国立大学医療安全協議会と連携をとり安全確保に努める。

○感染症サイトビジットを受審する。

3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。

○継続的に職員の労働環境及び処遇改善を行う。

○諸手当の拡充による処遇改善実施に向けて検討する。

4) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。

○病院長補佐のうち経営担当を定める。

5) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。

○収支分析により、費用の節減対策、収益の増収対策を検討・実施して、経営の安定化を図る。

○看護師の純増を図り、7：1看護を実施する。

6) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。

○平成 19 年度以降の分析を基に平成 21 年度の計画を策定する。

7) 医療事故防止マニュアルの見直し(随時), 院内研修会の実施と院外研修会への参加, 大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など, リスクマネジメントの強化に努める。

○医療事故防止マニュアルの見直しを行う。

○院内研修会の実施と院外研修会へ参加する。

○医療安全について、国立大学医療安全協議会と連携をとり安全確保に努める。

○感染対策の強化, 充実を図る。

【良質な医療人養成に関する具体的方策】

1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を, 関連病院等の協力を得て実施し, 全人的医療のできる質の高い医師を養成する。

○平成 19 年度の研修実績に基づき研修プログラムの検討を行う。

2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し, 研修制度の充実を図る。

○研修プログラムを始めセンターの活動を充実するとともに, 施設等活動環境の改善を図る。

3) 学外からの実習生, 研修生を積極的に受け入れる。

○平成 19 年度までの受入れに加え, 先端医療教育研修センターでの研修生の受入を積極的に実施する。

4) クリニカルクラークシップなど, 医学部と連携して医学教育の充実を図る。

○臨床実習等への積極的な協力を行う。

【研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策】

1) 高度先進医療の開発, 臨床への応用を推進するとともに, 保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。

○先端医療を推進する。

2) 大学院医学研究科, 医学部及び他学部等との共同研究を推進する。

○学内の外、外部との共同研究を推進する。

3) 地域医療の中核を担い, かつ高度先進医療を推進できるよう, 病棟・中央診療棟に引

き続き、病院診療の根幹をなす外来診療部門の機能強化と教育研究活動の充実を図る。

- 外来スキャンセンターを設置する。
- 外来部門の電子カルテ化を実施する。
- 人間ドック事業開始準備を行う。
- 先端予防医療センターを設置する。

【事務等の効率化・合理化に関する具体的方策】

- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。
○医療材料等購入について有効的な効果検証のための体制整備をする。
- 2) 医事課栄養管理室は、診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。
○臨床栄養部の設備器材等の充実を図る。
- 3) 業務内容を見直し、病院事務当直、医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。
○病院事務当直の必要性について再検討を行う。
- 4) 物品共同購入システムを構築し、経費の節減を図る。
○経費節減に向けた共同購入の課題についてとりまとめを行う。
- 5) 医療情報システム共同開発体制を構築し、経費の節減を図る。
○共同開発の調査、結果のとりまとめを行う。
- 6) 人事交流システムを構築し、人事の活性化を図る。
○人事交流促進についての方法の検討を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために、学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ、その成果報告書を年度ごとに公表する。
○前年度までの成果を踏まえ、研究組織や研究テーマの立て方、研究の進め方、報告の仕方等を検討し、より新たな学部・附属共同研究のあり方を実践的に探究する。
- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など、臨床経験科目相互の系統性を強め、カリキュラムの系統

化を図る。

- 平成 17～19 年度の実績を基に臨床経験科目相互の系統性を強化する。実践的指導力育成のための教員養成プロフェッショナル・スタンダードを開発する。そのために、「臨床教育推進室」の組織の強化と充実を図る。また、「臨床経験科目」の実施における「体験」と「省察」との関係を明確にする。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。

- 附属長野小学校の学級減（各学年 1 学級減＜平成 25 年度完了＞）を実施する。
- 附属長野小学校の学級減の実施によって生じる諸問題に対処し、適切な解決をはかる。

2) 少人数学級，習熟度別指導，不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ，教育内容や方法について教育研究を実践する。

- 教育課程改訂や来年度実施される附属長野中学校の学級減に対応して，英語・数学の少人数学級編成を見直しつつ，より効果的な指導の在り方を追究する。
- 不登校児童生徒の支援は，前年までの対応を継続し，発展させる。

3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし，施設設備やカリキュラム，教員組織を検討し，その具体化を試みる。

- 幼ー小の接続を、カリキュラムの運用や人事交流に重点をおいて促進する。
- 英語科を窓口に，小ー中の接続のあり方を検討する。

4) 附属特別支援学校の児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。

- 児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導に対応するため、現有施設を最大限に活用して、障害児教育に関する相談センターとしての役割を果たすよう努める。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策】

新しい教育課題に対応するため，通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。

- 4年間の資料整備を受け，通学区や入学者選抜方法等の見直しの具体策を策定し，平成 21 年度からの実施を図る。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

教育委員会との連携を図り，研修教員を積極的に受け入れ，学部教員の指導のもとで実践的研修を行う。現職教員 10 年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。

- 現職教員 10 年経験者研修等の支援の充実を図るため、既の実施している長野市の 10 年経験者研修の経験・成果を基に、長野県教育委員会との連携・協力を検討する。
- 長野県教育委員会との合意に基づき、附属 6 校園で長野県教育委員会から派遣された研修教員を受け入れる。また研修の質の向上を図るための具体策を提案し、実施体制を整える。

【地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策】

- 1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。
- 長野地区、松本地区それぞれの附属学校園において先導的教育研究を行い、公開する。
 - 2) 学びの連続性を重視した学年間や、幼一小、小一中間に連続するカリキュラムの開発、ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・特別支援の交流・協同のカリキュラム開発を行う。
 - 松本地区では、附属幼稚園と附属松本小学校との共同研究を整理して、幼一小間をつなぐカリキュラムを整備し、その成果を公開研究会で公開する。
 - 長野地区では、附属長野中学校と附属特別支援学校間で、これまで実践している協働の学習の交流カリキュラムを継続し、ノーマリゼーション理念の育成を行う。また、附属小学校との連携の方向も探る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【効率的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策】

- (1) 役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制を確立する。
- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。
- (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し、学長の業務の一部を分担させるとともに、当該理事のもとにそのテーマに応じ、スタッフ組織又は執行組織を結成し、企画立案及び執行する体制を構築する。
- (4) 大学のコア業務については、学長と一体となった副学長を置く。また、学長の意志決定を補佐し、大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うために、学長室を置く。
- (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し、理事を助けるとともに、学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。

○学内教職員のキャリア開発を可能とする研修機会を拡大する。

(6) 平成17年度までに、教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。

(7) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長選考会議における候補者の選考に先立ち、構成員の意向投票を実施する。

(8) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため、学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに、評価・改善のシステムを構築し、順次実行する。

○学部長に委譲又は委任した事項の評価・改善のシステムを検討する。

(9) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。

(10) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。

(11) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。

(12) 教授会と学部長との役割分担を見直し、主に教学に関する事項を教授会とし、意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。

(13) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。

(14) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。

○専門的研修を実施する。

○職員の自己啓発の努力を奨励・支援する。

(15) 戦略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。

○見直し後の人材確保や養成について、導入可能な部分から段階的に実施する。

(16) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運

営組織を設置する。

○前年度までの取組をルーチン化・円滑化する。

(17) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。

○学長裁量の人事枠を有効に活用し、教育研究の充実に向けた重点的配置を継続する。

○重点配分された学長裁量経費に係る研究報告会を平成 19 年度に引続き開催するとともに、平成 19 年度に策定した部局ごとの事業計画・予算書に基づく学内予算編成方針・同基準についての検証を行う。

(18) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。

○業務遂行ルーチン体制の機能状況の検証を準備する。

(19) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。

○効果的な監査技法によりフォローアップ監査を実施し、内部監査の実効性を確保する。

○監査品質の向上のため、監査対象部局に対してアンケート調査を実施し、その結果を評価し、必要な改善に繋げる。

(20) 近隣の大学等との連携を一層強化し、教育研究分野のパワーアップを図るとともに、新たな連携・協力モデルの構築を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策】

(1) 自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価を行い、教育研究組織の中・長期的な見直しの基本構想を策定するシステムを構築する。

○長期ビジョンにもとづいた、中・長期的な教育研究組織について検討する。

(2) 教養教育の充実並びに教育に関する研究開発、企画及び支援をさらに推進するため、高等教育システムセンターを改組し、高等教育機構（仮称）を設置する。

○平成 19 年度に行った外部評価の結果を改善に活かす。

○全学教育機構の将来計画について検討を始める。

(3) 平成 19 年度に、医学部保健学科を基盤に、高度で専門的な医療技術者や教育者、研

究者の養成を目的として、看護学及び保健学に関する大学院（修士課程）を設置する。

(4) 文化、教育、社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として、既存の人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。

○新カリキュラムに基づき、文化・教育・社会等の分野に求められる高度専門職業人養成を視野に入れた地域価値創成に係る理論と手法についての検証を加え、研究科組織・カリキュラムの抜本的改革の素案を練る。

○「夜間主コース」の設置に向けて、教育組織、教育課程、入学者選抜方法等、具体的な検討を行う。検討作業の進捗状況により、平成 22 年度の開設を目指す。

○経済・社会政策科学研究科における修士課程の改編について検討する。

(5) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として、法科大学院を設置する。授与する学位の種類及び分野の新設：法務博士（専門職）

○設置申請手続きにおける問題を踏まえた自粛措置を勘案し、入学定員の変更を引き続き検討する。

○平成 19 年度に実施した、法科大学院認証評価（予備評価）に対応した施策を行う。

(6) 先端的、独創的、学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し、理学部、工学部、繊維学部を基盤とする工学系研究科（区分制博士課程）に農学系分野を融合した総合工学系研究科（仮称）（独立研究科後期 3 年みの博士課程）に改組・再編する。なお、工学系研究科（博士前期課程）は工学系研究科（修士課程）とする。

(7) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策、総合工学系研究科の拡充、両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。

○医学部知的財産活用センターの活動を通して、医工連携・医農連携等によって成された先端医学研究を実用化するためのトランスレーショナルリサーチを推進する。

○医学領域・工学領域等の出身者を対象として、トランスレーショナルリサーチマインドを持った研究者の養成を図る。併せて、教職員を中心として、科学的知識だけではなく、知財戦略、薬事法、事業化戦略、財務戦略、並びにそれらに付随する各種契約等に精通したプロジェクトマネージャー人材を養成する。

(8) 人文学部を中核として、文化、教育、社会政策等の地域における高度専門職業人養成を目指し、大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置を検討する。

○大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置計画について検討を

続ける。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策】

(1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築，やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。

○業績評価及び能力・行動評価制度の検証・整備を引き続き行うとともに，職能資格制度，職能資格給与制度の改善を図り，能力開発システムの体系化を人事制度ワーキング・グループで検討する。

○業績評価・能力・行動評価制度を的確に実施するための評価者能力向上策を継続する。

(2) 教職員の公募原則の推進，競争原理の導入，昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし，人事の透明性を図る。

○昇格昇進方法の基準の運用について見直し・整備を行う。

(3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。

○差別のない職場づくりの実施結果について検証を行う。

(4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立，イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。

(5) 安心できる職場環境づくりを推進する。

○労働安全衛生体制等の改善策の検証を行い，確立を図る。

(6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。

(7) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。

○人事制度ワーキング・グループにおいて人事制度に関する点検作業を継続する。

(8) 平成 18 年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し，職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し，平成 19 年度から実施する。

○職員のキャリア開発制度を段階的に実施する。

- (9) 教員以外の職員のキャリア形成について、職員個別のキャリア計画を作成し、各職域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にする。
○職員個別のキャリア計画に基づき、研修システム作成を体系化する。
- (10) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。
○教員に関する各種制度体系の中でサバティカル制度についての位置づけを行い、具体的な制度について検討する。
- (11) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材（派遣等）を活用し、業務の効率的な運営を図る。
○人事制度ワーキンググループで、非常勤職員の在り方について検討を行い、その結果に基づき、必要な部署にはアウトソーシング人材の活用を図る。
- (12) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。
- (13) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。
○女性教員増加の具体的方策の結果を検証し、必要に応じて見直した上でさらに推進する。
- (14) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。
○検討の結果に基づき女性職員の就業上の解決策を実施に移す。
- (15) 平成 17 年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。
○検討の結果に基づき育児休業取得の具体的方策を実施する。
- (16) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。
○前年度までの検討結果に基づいて、外国人教員の登用を進める。
- (17) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。
○雇用促進プログラムを作成するとともに段階的に実施に移す。
○障害者の雇用が円滑に進むように、職場環境の整備を行う。
- (18) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。

(19) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。

(20) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。

○総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成 20 年度に概ね 1 % の削減を進める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策】

(1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見直しを行う。

○「組織業務管理シート」による目標管理制度の仕組みの継続的な運用と検証、必要に応じた改善を行う。

(2) 事務系職員の採用について、平成 16 年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。

(3) 平成 17 年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。

○研修体系に基づき段階的に実施する。

(4) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。

○駐車場管理運営の平成 19 年度における委員会の検討の進捗状況により対応する。

(5) 平成 19 年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力の見直しを行う。

○必要に応じて見直しを図る。

(6) 学内広報の一層の電子化を行う。

○教職員が学内情報配信システムをより使いやすいものにするため、事務系職員に対する WEB メールを導入するなどの具体策を実行する。

(7) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。

(8) 平成17年度までに、専門的な業務に従事する職員についての一般公募による選考採用の方法を導入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。

○事務職員等の専門性向上のための専門研修制度を見直しながら研修を充実する。

(9) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。

○専門的研修を実施する。

○職員の自己啓発の努力を奨励・支援する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【科学研究費補助金、共同研究、受諾研究、奨学寄付金等の外部資金の増加に関する具体的方策】

(1) 申請件数及び採択件数の増加を図るための方策を積極的に検討し実施する。

○科学研究費補助金の申請件数や採択状況を学内外に発信し、全教員に申請に対する啓発を行う。また、前年度の実績を基に学部ごとに努力目標等を示すこと、審査委員経験者等から情報収集を行い積極的な申請を促す。

(2) 部局全体の申請率及び採択率の向上を図るため、採択者に対するインセンティブの付与を部局予算配分に反映する。

(3) 補助金公募等のニュースソース及び申請に関する手続き、Q&A、留意事項等を常時ホームページで発信するとともに、説明会を毎年開催する。

○補助金、助成金等の公募について、大学のホームページに掲載し、発信するとともに、関係部局へ通知する。また、特定学部の推薦すべき助成金等がある場合は、部局長等へ積極的に申請するよう促す。

○競争的資金等については、公募前から情報提供し事前に準備する。また、大学全体構想に関する資金の申請に関し、部局へ指示、依頼等を行う。

○補助金、助成金等の公募の説明会等に参加し、学内においても説明会等を開催する。

(4) 信州大学産学官連携推進本部及び地域共同研究センターを核として、信州大学の各部局が地域産業界、地方自治体と産学官連携を推進することで、外部資金の獲得額の増加を目指す。

○産学連携を推進することを目的とした産学マッチングイベントに積極的に参加し、大学の最先端技術シーズなどの研究成果を発表し外部資金の獲得の増加を引き続き図る。

- 知的財産の活用を含め、産学官連携推進本部の整備、充実を進め、国際連携等の推進を図る。
- 外部資金の受入状況を役員会や経営協議会へ報告を行って意識を醸成する。
 - (5) 知的クラスター創成事業を推進するために、(財)長野県テクノ財団、参加企業等の諸団体と連携し、共同研究の一層の増加を図る。
- (財)長野県テクノ財団と(株)信州 TLO と連携し、知的クラスター創成事業により創出されたこれまでの研究成果を地域産業界等へ積極的に技術移転等し、共同研究の増加を図る。
 - (6) 21 世紀 COE プログラムから派生する共同研究・受託研究の一層の増加を図るとともに、新規プログラムのさらなる採択を目指す。
- グローバル COE 等の新規プログラムの獲得に積極的に取り組むと同時に、共同研究、受託研究の増加を図る。
 - (7) 学内の研究資源・情報のデータベースをもとに、企業や官公庁の訪問等によって、外部に対し積極的に信州大学の経営資源をアピールし、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部研究資金の獲得につなげる。
- 信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)に入力する情報の整備を図り、より分かり易い研究成果の発信を促進する。
- 本学のシーズ集を活用し、県内各地域でシーズ発表会を行う。また、企業とのマッチングイベントや工業フェアに参加し、大学の研究成果を広く紹介する。また、東京において JST 主催の新技术説明会に参加し、大学のシーズをアピールし、外部資金の獲得につなげる。
 - (8) 地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため、分散キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。
- 包括連携協定を締結している市との連携協議会を定期的で開催し、地域貢献を推進する。
- 出前講座、市民開放授業、公開講座、放送公開講座、JTB シニアサマーカレッジ等の事業を通じて地域貢献を推進する。
 - (9) (株)信州 TLO 及び信州大学産学官連携推進本部による大学知的財産管理・運営機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。
- 産学官連携推進本部と(株)信州 TLO の両組織のスタッフが知的財産情報を共有するなど有機的な連携強化により収入の増加を引き続き図る。

(10) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い増収を図る。

○分析結果に基づき、さらにDPCの効果が高まる方策を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

(1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。

○駐車場管理運営の平成19年度における委員会の検討の進捗状況により対応する。

(2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示、省エネ推進期間の設定等により、取組の推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し、光熱水料の削減を図る。

○光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供、啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進する。

(3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し、印刷物・コピー代の削減を図る。

○平成19年度に引き続いて、ペーパーレス化を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

(1) 会議室等の施設、研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために、部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。

○施設の全学一括管理の試行を引き続き行う。

(2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し、教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。

○施設・設備の使用状況調査結果のデータベース化を行うとともに、その更新及びその運用を引き続き継続する。

(3) 週末、長期休業中を含め、大学の施設（会議室、教室、体育施設等）を効率的に活用するとともに、新たな収入を獲得するため、学外者に有料で貸し出すなど、施設・設備の有効利用を図る。

○貸し出し状況の調査を行い、調査結果を各部局に報告し、引き続き有効利用を促進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【評価の充実に関する具体的方策】

- (1) 平成17年度を目途に、全学の自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置して、多面的な点検評価活動を実施し、その結果を公表する。

○中期目標期間の評価に対応した取り組みを行う。

- (2) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて、目標・計画—実施—評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。

- (3) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。

○認証評価の結果に対応した取り組みを行う。

- (4) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して、組織、運営、財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。

○認証評価の結果に対応した取り組みを行う。

- (5) 信州大学の評価情報の体系的な収集（データベース化）・調査・分析・提供を一元的に司り、大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室（仮称）の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。

- (6) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。

○信州大学情報データベースを充実する。

○改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供を開始する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【情報公開等の推進に関する具体的方策】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し、広報戦略を策定し、実施に移す。

- 1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し、分かり易く工夫し、国の内外に積極的に公表する。

2) 広報誌、ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また、留学生センターと協力して、英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。

3) 在学生、卒業生、地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け、外部の声を広報活動等に反映させるとともに、広報体制と広報実務の改善を図る。

○他部局等と連携しながら信州大学ウェブサイトの整備と充実を図る。

○信州大学テレビの整備と充実を図り、メディア教育への展開、ライブ中継を含む放送事業システムの確立について検討を進める。

(2) 事務文書の作成・保管体制を見直し、情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。

(3) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し、文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【良好なキャンパス環境形成のための具体的方策】

(1) 施設マネジメントを導入し、組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。

1) 中期目標期間の上半期までに、点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配分を行う。

2) スペースチャージに関する規定（平成14年度策定）を再検討し適切な運用を図る。

○有効活用を図る改善指示による再配分計画の策定を行う。

(2) 施設事務を集約化して、各団地の各種データ管理と評価を行い、省コスト・省エネルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。

○データ管理と評価を行い、省コスト、省エネを目指し、効率的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。

(3) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。

○外来診療棟新営工事を完了する。

(4) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。

○理工系分野の研究施設の改修要求を継続し、改修整備に努める。

- (5) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設的环境を充実させる。
○学生教育のための施設及び学生教育支援施設の施設パトロール等による営繕計画の実施により、環境の充実を図る。
- (6) 附属学校の教育環境を充実させる。
○附属学校の営繕計画の実施により、環境の充実を図る。
- (7) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。
○既に行った公開資料に加え、新たに公開できる資料の選別調査を行う。
- (8) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舍の整備・充実に努める。
○宿舍に関する営繕計画の実施により宿舍の充実に努める。
- (9) P F I 事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図ることを検討する。
○PFI 導入事業の検討を継続する。
- (10) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のスペースの確保に努める。
○研究推進部及び各部局との連携の上、必要に応じ学外施設のスペース確保を図る。
- (11) 平成 17 年度までにキャンパス計画の見直しを行い、調和のとれた屋外環境の整備を目指す。
○屋外環境整備計画の実施により、屋外環境整備の充実を図る。
- (12) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い、効率的に運用する。
○熱エネルギー機器整備計画を推進し、効率化を図る。
- (13) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し、安全対策に配慮する。
1) アメニティの向上と身障者対応としての環境の確保に努める。
2) 各建物のセキュリティシステムの充実を図る。
○ユニバーサルデザイン導入計画の実施により安全対策を行う。

(14) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。

○自治体の要請に応じて、防災支援拠点として避難場所（校庭等）の改善を図る。

(15) ISO14001 の規格認証取得等の部局の取組を全学的に支援することにより、大学として環境問題に対応する。

○部局の取組を全学的に支援する全学環境推進センターを設置する。

(16) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。

○遠隔講義室の数の増加と講義の保存配信システムの導入を検討する。

○教室講義室への無線 LAN システムの導入を検討する。

(17) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実を図る。

○遠隔講義室の数の増加と講義の保存配信システムの導入を検討する。

○教室講義室への無線 LAN システムの導入を検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【安全管理に関する具体的方策】

(1) ハザードマップを作成し、各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに、安全管理計画に基づく実施訓練を定期的実施する。

○学部ごとに再点検し、見直しを行い、各学部内に周知し、避難訓練等に活用する。

(2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り、安全管理体制を再点検し、充実を図る。

(3) 実験室・作業場等の安全性について再調査し、修学、就労上改善が必要な個所については速やかに措置する。

(4) 中期目標期間の上半期中に、実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成し、教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
43億円

2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
病院の再開発及び特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他
1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(上田) 耐震対策事業 ・(長野) 耐震対策事業 ・(医病) 外来診療棟 (仕上) ・小規模改修 	総額 2,812	施設整備費補助金 (946) 国立大学財務・経営センター施設 費交付金 (70) 長期借入金 (1,796)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 教職員の雇用方針

①教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入

②職務に応じた多様な雇用形態の導入

(2) 人材育成方針
専門研修の充実

(3) 人事交流

事務系職員の他大学との交流人事を今後とも実施する。

(4) 人件費抑制計画

総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成19年度に概ね1%の削減を進める。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 1,818人

また、任期付職員数の見込みを 291人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 21,585百万円(退職手当は除く。)

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	16,770
施設整備費補助金	946
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	384
国立大学財務・経営センター施設費交付金	70
自己収入	23,100
授業料及び入学金検定料収入	6,870
附属病院収入	16,011
財産処分収入	0
雑収入	219
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,952
引当金取崩	91
長期借入金収入	1,796
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	60
計	46,169
支 出	
業務費	36,597
教育研究経費	17,395
診療経費	13,711
一般管理費	5,491
施設整備費	2,812
船舶建造費	0
補助金等	384
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,952
貸付金	0
長期借入金償還金	3,424
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	46,169

[人件費の見積り]

期間中総額 21,585百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 15,650百万円)

『運営費交付金のうち、平成20年度当初予算額 16,397百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 373百万円』

『施設整備費補助金のうち、平成20年度当初予算額 202百万円、前年度よりの繰越額 744百万円』

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,324
経常費用	41,324
業務費	36,375
教育研究経費	3,091
診療経費	7,441
受託研究費等	2,178
役員人件費	138
教員人件費	12,810
職員人件費	10,717
一般管理経費	1,048
財務費用	751
雑損	0
減価償却費	3,150
臨時損失	0
収入の部	42,466
経常収益	42,466
運営費交付金	15,710
授業料収益	5,226
入学金収益	891
検定料収益	191
附属病院収益	16,011
受託研究等収益	2,178
補助金等収益	364
寄附金収益	716
財務収益	40
雑益	179
資産見返運営費交付金等戻入	407
資産見返補助金等戻入	17
資産見返寄附金戻入	239
資産見返物品受贈額戻入	297
施設費収益	0
臨時利益	0
純利益	1,142
目的積立金取崩益	0
総利益	1,142

損益不均衡理由

附属病院

1. 国立大学財務・経営センター債務負担金償還見込額は3,424百万円であり、内訳は元金2,673百万円、利息751百万円である。財政投融资を原資に購入した固定資産の減価償却費は1,526百万円計上されている。

$$2,673\text{百万円} - 1,526\text{百万円} = 1,147\text{百万円}$$

損益不均衡影響額 1,147百万円

2. 附属病院収入を原資に購入した固定資産は489百万円であり、対応する減価償却費は494百万円である。

$$489\text{百万円} - 494\text{百万円} = \Delta 5\text{百万円}$$

損益不均衡影響額 Δ5百万円

附属病院計 1,142百万円

※ その他の区分からは損益の不均衡は生じない

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	48,682
業務活動による支出	37,422
投資活動による支出	5,322
財務活動による支出	3,424
翌年度への繰越金	2,514
資金収入	48,682
業務活動による収入	42,923
運営費交付金による収入	16,397
授業料及び入学検定料による収入	6,870
附属病院収入	16,011
受託研究等収入	2,178
補助金等収入	384
寄附金収入	773
その他の収入	310
投資活動による収入	1,016
施設費による収入	1,016
その他の収入	0
財務活動による収入	1,796
前年度よりの繰越金	2,947

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間情報学科	330人
	文化コミュニケーション学科	310人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	（うち教員養成に係る分野	840人）
	特別支援学校教員養成課程	80人
	（うち教員養成に係る分野	80人）
	生涯スポーツ課程	120人
	教育カウンセリング課程	80人
経済学部	経済学科	540人
	経済システム法学科	270人
理学部	数理・自然情報科学科	220人
	物理科学科	140人
	化学科	140人
	地質科学科	120人
	生物科学科	120人
	物質循環学科	100人
	各学科共通	20人
医学部	医学科	595人
	（うち医師養成に係る分野	595人）
	保健学科	606人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	380人
	土木工学科	45人
	建築学科	50人
	物質工学科	240人
	情報工学科	360人
	環境機能工学科	200人
	各学科共通	40人

(従前の学科)	社会開発工学科	285人
農学部	食料生産科学科	248人
	森林科学科	244人
	応用生命科学科	208人
	各学科共通	20人
繊維学部	先進繊維工学課程	30人
	機能機械学課程	30人
	感性工学課程	30人
	応用化学課程	37人
	材料化学工学課程	37人
	機能高分子学課程	36人
	バイオエンジニアリング課程	25人
	生物機能科学課程	25人
	生物資源・環境科学課程	25人
(従前の学科)	応用生物科学科	90人
(従前の学科)	繊維システム工学科	117人
(従前の学科)	素材開発化学科	117人
(従前の学科)	機能機械学科	129人
(従前の学科)	精密素材工学科	117人
(従前の学科)	機能高分子学科	138人
(従前の学科)	感性工学科	117人
(従前の学科)	各学科共通	20人
人文科学研究科	地域文化専攻	10人
	(うち修士課程	10人)
	言語文化専攻	10人
	(うち修士課程	10人)
教育学研究科	学校教育専攻	16人
	(うち修士課程	16人)
	教科教育専攻	64人
	(うち修士課程	64人)

経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	12人
	(うち修士課程)	12人)
	イノベーション・マネジメント専攻	20人
	(うち修士課程)	20人)
医学系研究科	医科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人)
	保健学専攻	28人
	(うち修士課程)	28人)
	医学系専攻	192人
	(うち博士課程)	192人)
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	56人
(うち博士課程)	56人)	
工学系研究科	加齢適応医科学系専攻	56人
	(うち博士課程)	56人)
	数理・自然情報科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	物質基礎科学専攻	52人
	(うち修士課程)	52人)
	地球生物圏科学専攻	56人
(うち修士課程)	56人)	
	機械システム工学専攻	54人
	(うち修士課程)	54人)
	電気電子工学専攻	72人
	(うち修士課程)	72人)
	社会開発工学専攻	72人
	(うち修士課程)	72人)
	物質工学専攻	42人
	(うち修士課程)	42人)
	情報工学専攻	80人
	(うち修士課程)	80人)
	環境機能工学専攻	30人
	(うち修士課程)	30人)
応用生物科学専攻	42人	
(うち修士課程)	42人)	

農学研究科	繊維システム工学専攻	42人
	(うち修士課程)	42人
	素材開発化学専攻	30人
	(うち修士課程)	30人
	機能機械学専攻	36人
	(うち修士課程)	36人
	精密素材工学専攻	30人
	(うち修士課程)	30人
	機能高分子学専攻	46人
	(うち修士課程)	46人
	感性工学専攻	42人
	(うち修士課程)	42人
	食料生産科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人
森林科学専攻	34人	
(うち修士課程)	34人	
応用生命科学専攻	32人	
(うち修士課程)	32人	
機能性食料開発学専攻	32人	
(うち修士課程)	32人	
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	45人
	(うち博士課程)	45人
	システム開発工学専攻	36人
	(うち博士課程)	36人
	物質創成科学専攻	21人
	(うち博士課程)	21人
山岳地域環境科学専攻	24人	
(うち博士課程)	24人	
生物・食料科学専攻	21人	
(うち博士課程)	21人	
法曹法務研究科	法曹法務専攻	120人
	(うち専門職学位課程)	120人

附属長野小学校	680人 学級数 17
附属松本小学校	480人 学級数 12
附属長野中学校	720人 学級数 18
附属松本中学校	480人 学級数 12
附属特別支援学校	60人 学級数 9
附属幼稚園	160人 学級数 5